

使用許可申請について

平成 29 年 10 月 4 日改正

構造設備使用許可申請

- ◆病院又は有床診療所は、構造設備に変更を生じたとき、使用を予定している日以前に申請（事前申請）を行い、管轄保健所の検査を受け許可証の交付を受けた後でなければ、その構造設備を使用できません。
- ◆使用許可のための検査については、医療機関による自主検査でよい場合があります。
- ◆許可には審査及び検査日数を要します。事前に保健所へご相談下さい。
- ◆診療用エックス線装置にかかる使用許可申請に必要な添付書類等については、「診療用エックス線装置に関する手続きについて」を参照下さい。

【根拠法令等】医療法第 27 条

平成 12 年 6 月 8 日付け 健政発 707 号通知

「医療法第 27 条の規定に基づく病院等の使用前検査及び使用許可の取り扱いについて」

【必要書類】

- (1) 構造設備使用許可申請書（第 37 号様式）
- (2) 許可内容明細書
- (3) 建物の平面図（使用許可を受ける施設の平面図）
※使用許可を受ける部分を赤線等で明示すること。
※寸法、面積及び各室の用途を記載すること。
- (4) （自主検査の場合）構造設備自主検査結果届出書（第 38 号様式）
- (5) 手数料（現金）

〈病院〉

保健所検査 43,000 円

自主検査 22,000 円

〈診療所〉

保健所検査 22,000 円

自主検査 11,000 円

【使用許可が必要な場合】

〈保健所検査が必要な構造設備〉

- ・病室（患者を入院させることを目的とする構造設備については、名称に関わらず検査対象となります。）
- ・無菌状態に維持された病室
- ・手術室
- ・集中治療室
- ・放射線に関する構造設備

※準備室、前室等それぞれの構造設備に付随するものを含みます。

※放射線診察室等の構造設備に変更を伴わない場合（装置のみの変更の場合）は、自主検査とすることができます。

【那覇市保健所】

〈医療機関の自主検査が可能な構造設備〉

- 各科専門の診察室（診察等が行われる構造設備については名称にかかわらず検査の対象となります。）
- 処置室（何らかの処置等が行われる構造設備については、名称にかかわらず検査の対象になります。例：人工透析室、観察室、回復室等）
- 臨床検査施設（検査等が行われる構造設備については名称にかかわらず検査の対象となります。例：MRI室等）
- 診療用エックス線装置
- 調剤所（薬品庫含む）
- 消毒施設
- 給食施設（配膳室含む）
- 洗濯施設
- 分娩室
- 新生児入浴施設
- （療養病床を有する場合）機能訓練室、談話室、食堂及び浴室（シャワー室含む）
- 化学、細菌及び病理の検査施設
- 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気またはガスに関する構造設備
- 機械換気設備
- 患者が使用する廊下
- 患者が使用する屋内の直通階段
- 避難階段
- 消毒設備
- 歯科技工室
- 防火上必要な設備
- 消化用の機械または器具

※準備室、前室等それぞれの構造設備に付随するものを含みます。

※患者の使用する廊下について、病室に隣接する廊下については、病室自体が保健所検査となっているため保健所検査が必要です。